

別紙様式第5号(2) (第132条第4号関係) (平21農水令23・平24農水令16・平27農水令33
 ・一部改正、令2農水令50・旧別紙様式第4号(2)線下・一部改正)

損 益 計 算 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(漁業協同組合連合会又は
水産加工業協同組合連合会名)

科 目	金 額
1 事業総利益（又は事業総損失）	× × ×
(1) 購買事業収益	× × ×
購買品供給高	× × ×
購買受入手数料	× × ×
その他の収益	× × ×
(2) 購買事業直接費	× × ×
購買品供給原価	× × ×
購買供給費	× × ×
その他の費用	× × ×
(うち貸倒引当金繰入額)	(× × ×)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ × × ×)
(うち貸倒損失)	(× × ×)
購買事業総利益（又は購買事業総損失）	× × ×
(3) 販売事業収益	× × ×
販売品販売高	× × ×
受託販売手数料	× × ×
その他の収益	× × ×
(4) 販売事業直接費	× × ×
販売品販売原価	× × ×
販売費	× × ×
その他の費用	× × ×
(うち貸倒引当金繰入額)	(× × ×)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ × × ×)
(うち貸倒損失)	(× × ×)
販売事業総利益（又は販売事業総損失）	× × ×
(5) 製氷冷凍事業収益	× × ×
氷供給高	× × ×
冷凍販売品販売高	× × ×
冷凍保管料	× × ×

	その他の収益	× × ×		
(6)	製氷冷凍事業直接費		× × ×	
	氷供給原価	× × ×		
	冷凍販売品販売原価	× × ×		
	冷凍保管費	× × ×		
	製氷冷凍販売費	× × ×		
	その他の費用	× × ×		
	製氷冷凍事業総利益（又は製氷冷凍事業総損失）			× × ×
(7)	加工事業収益		× × ×	
	加工品販売高	× × ×		
	受入加工料	× × ×		
	その他の収益	× × ×		
(8)	加工事業直接費		× × ×	
	加工品販売原価	× × ×		
	加工販売費	× × ×		
	その他の費用	× × ×		
	加工事業総利益（又は加工事業総損失）			× × ×
(9)	保管事業収益		× × ×	
	受入保管料	× × ×		
	その他の収益	× × ×		
(10)	保管事業直接費		× × ×	
	保管事業費	× × ×		
	その他の費用	× × ×		
	保管事業総利益（又は保管事業総損失）			× × ×
(11)	利用事業収益		× × ×	
	受入利用料	× × ×		
	その他の収益	× × ×		
(12)	利用事業直接費		× × ×	
	利用事業費	× × ×		
	その他の費用	× × ×		
	利用事業総利益（又は利用事業総損失）			× × ×
(13)	指導事業収入		× × ×	
(14)	指導事業支出		× × ×	
	指導事業収支差額			× × ×
2	事業管理費			× × ×

(1) 人件費	× × ×	
(2) 旅費交通費	× × ×	
(3) 業務費	× × ×	
(4) 諸税負担金	× × ×	
(5) 施設費	× × ×	
(6) 減価償却費	× × ×	
(7) 雑費	× × ×	
事業利益（又は事業損失）		× × ×
3 事業外収益		× × ×
(1) 受取利息	× × ×	
(2) 受取出資配当金	× × ×	
(3) 受入補助金	× × ×	
(4) 賃貸料	× × ×	
(5) 諸引当金等戻入	× × ×	
(6) 受入補償金	× × ×	
(7) 受入寄付金	× × ×	
(8) 雑収益	× × ×	
4 事業外費用		× × ×
(1) 支払利息	× × ×	
(2) 寄付金	× × ×	
(3) 貸倒損失	× × ×	
(4) 繰延資産償却費	× × ×	
(5) 退職給付金	× × ×	
(6) 諸引当金等繰入	× × ×	
(7) 雑費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
5 特別利益		× × ×
(1) 固定資産処分益	× × ×	
(2) その他の特別利益	× × ×	
6 特別損失		× × ×
(1) 固定資産処分損	× × ×	
(2) 減損損失	× × ×	
(3) 前期損益修正損	× × ×	
(4) 臨時損失	× × ×	
(5) その他の特別損失	× × ×	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		× × ×
法人税、住民税及び事業税		× × ×
法人税等調整額		× × ×

当期剰余金（又は当期損失金）	× × ×
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	× × ×
・・・ 積立金取崩額	× × ×
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	× × ×

（記載上の注意）

- 1 本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。
- 2 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で事業収益若しくは事業外収益又は事業直接費若しくは事業外費用に重要な影響を及ぼさない場合には、事業収益若しくは事業外収益又は事業直接費若しくは事業外費用に記載することができるものとする。
- 3 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 4 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下4において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、「事業直接費」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け記載すること。
- 5 「貸倒損失」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 6 法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 該当しない勘定科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括して記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 8 特別会計等2つ以上の会計単位を設定している場合、各会計単位ごとに作成した損益計算書を合併して、科目ごとに各会計単位の内容が分かるように作成するものとする。（会計単位間のいわゆる内部損益については、これを除外して記載する。）
- 9 遡及適用、誤謬^{ひさう}の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。